

# 体育用具貸出のルール

長野市スポーツ課  
(スポーツ振興担当)

長野市では市民へのスポーツ振興を目的として各種体育用具の貸し出しを行っています。  
利用にあたっては、以下のルールを守っていただきますよう徹底をお願いいたします。

## 【ニュースポーツ用具の貸出について】

- 1 ニュースポーツの普及のため、これらの用具については個人からの申請を受け付けます。ニュースポーツ用具はホームページ内に一覧表がありますのでご確認ください。
- 2 数に限りがあるため、他の利用者に貸出中の場合もあります。事前にスポーツ課に確認のうえ申請書を提出してください。また、先着順のため、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。
- 3 用具によってはスポーツ課に置いておけないものもあります。これらの用具については直接保管場所にて受取、返却していただきます。返却後はスポーツ課へご連絡ください。スポーツ課にないものについてはこちらで用具の状態を確認してからの貸出になります。日程には十分な余裕をもってご連絡ください。
- 4 より多くの方に使用していただくため、**貸出期間は1週間以内**とします。早めの返却をお願いします。
- 5 用具は大切に扱ってください。**破損、紛失の場合は代物弁償、または実費を請求させていただきます。**
- 6 用具は借りたときの状態に戻して、施設に返却してください。とくにセットで貸し出している用具については色や数の組み合わせなどに注意してください。
- 7 **営利、またはそれに準ずる目的の活動に用いる場合は貸出を許可しません。**また、虚偽の申請をした場合には以後の貸し出しを制限します。

## 【一般体育用具等貸出について】

- 1 一般に普及しているスポーツの用具等の貸出については原則、**個人からの申請は受け付けません。**大会運営などの用途に限り、申請を受け付けます。一般体育用具についてはスポーツ課へ個別にお問い合わせください。
- 2 数に限りがあるため、他の利用者に貸出中の場合もあります。事前にスポーツ課に確認のうえ申請書を提出してください。また、先着順のため、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。
- 3 用具によってはスポーツ課に置いておけないものもあります。これらの用具については直接保管場所にて受取、返却していただきます。返却後はスポーツ課へご連絡ください。また、スポーツ課にないものについてはこちらで用具の状態を確認してからの貸出になります。あらかじめ余裕を持ってご連絡ください。
- 4 より多くの方に使用していただくため、**貸出期間は1週間以内**とします。早めの返却をお願いします。
- 5 用具は大切に扱ってください。**破損、紛失の場合は代物弁償、または実費を請求させていただきます。**
- 6 用具は借りたときの状態に戻して、施設に返却してください。とくにセットで貸し出している用具については色や数の組み合わせなどに注意してください。
- 7 **営利、またはそれに準ずる目的の活動に用いる場合は貸出を許可しません。**また、虚偽の申請をした場合には以後の貸し出しを制限します。

その他、不明な点については長野市スポーツ課スポーツ振興担当までお問い合わせください。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613

長野市文化スポーツ振興部スポーツ課(スポーツ振興担当)

【電話】026-224-5083 【fax】026-224-7351

【E-mail】sports@city.nagano.lg.jp